

平成 3 0 年

# 厚生委員会会議録

と き 平成30年7月2日

品 川 区 議 会

平成30年 品川区議会厚生委員会

日 時 平成30年 7 月 2 日 (月) 午前10時00分～午後 1 時50分  
場 所 品川区議会 議会棟 6 階 第 2 委員会室

出席委員 委員長 石 田 秀 男 君 副委員長 鈴 木 ひろ子 君  
委 員 鈴 木 真 澄 君 委 員 若 林 ひろき 君  
委 員 こんの 孝 子 君 委 員 石 田 ちひろ 君  
委 員 木 村 けんご 君

出席説明員 中 川 原 副 区 長 永 尾 福 祉 部 長  
大 串 福 祉 計 画 課 長 寺 嶋 高 齢 者 福 祉 課 長  
宮 尾 高 齢 者 地 域 支 援 課 長 松 山 障 害 者 福 祉 課 長  
飛 田 障 害 者 施 策 推 進 担 当 課 長 矢 木 生 活 福 祉 課 長  
福 内 健 康 推 進 部 長 川 島 健 康 課 長  
品 川 区 保 健 所 長 兼 務 鈴木品川区保健所生活衛生課長  
三ッ橋国保医療年金課長 仁平品川区保健所品川保健センター所長  
鷹 箸 参 事 ( 品 川 区 保 健 所 保 健 予 防 課 長 事 務 取 扱 ) 榎本品川区保健所荏原保健センター所長  
間部品川区保健所大井保健センター所長

○午前10時00分開会

○石田（秀）委員長

ただいまより厚生委員会を開会いたします。

本日は、お手元に配付の審査・調査予定表のとおり、議案審査およびその他を予定しております。

なお、高齢者福祉課長は契約議案の審査のため総務委員会に出席しておりますので、あらかじめご了承ください。

本日も効率的な委員会運営にご協力をよろしくお願いいたします。

---

1 議案審査

(5) 第53号議案 品川区手数料条例の一部を改正する条例

(6) 第54号議案 品川区旅館業に関する条例の一部を改正する条例

○石田（秀）委員長

初めに、予定表1、議案審査を行います。

予定表では、(1)第49号議案からの審査でありますけれども、先ほどちょっとお話をしました高齢者福祉課長が総務委員会に行っているということなので、順番を入れ替えて審査を行います。

まず、(5)第53号議案 品川区手数料条例の一部を改正する条例、(6)第54号議案 品川区旅館業に関する条例の一部を改正する条例の2議案を関連するものとして一括議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○鈴木生活衛生課長

それでは、私からは、第53号議案、第54号議案を続けてご説明させていただきます。

まず第53号議案のほうでございます。品川区手数料条例の一部を改正する条例ということで、A4判の縦の説明資料をご覧ください。

まず、1の改正理由でございます。平成29年12月15日付で旅館業法の一部が改正され、公布されました。また、施行は平成30年6月15日ですので、既に施行されている改正でございます。この改正の中で、営業の種別として法の中で分けられていました「ホテル営業」と「旅館営業」が「旅館・ホテル営業」に統合されました。これに伴いまして、品川区手数料条例の一部を改正するものでございます。

2の改正内容でございますが、品川区手数料条例の中の別表(4)、これは健康推進部関係の手数料の表になりますが、その表5の項目、金額欄につきまして、「ホテル営業」と「旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に統合いたします。下に現行と改正後がありますが、現行4項目の手数料のものが、改正後は3項目になります。ただし、旅館、ホテルともに手数料は同額、2万2,000円でございますので、項目の統合のみで金額の変更はございません。

次に、3の施行日でございますが、この議会での議決をいただき次第、速やかに公布、同時施行ということで予定をしているものでございます。参考に次の資料として、横判の手数料条例の新旧対照表をおつけしておりますので、後ほど、ご確認いただければと思います。

引き続きまして、第54号議案の説明をさせていただきます。第54号議案 品川区旅館業に関する条例の一部を改正する条例でございます。こちらもA4縦の説明資料をご覧ください。

まず1の改正理由でございますが、平成29年12月15日付で旅館業法の一部改正が公布されました。また、平成30年1月31日付で旅館業法の施行令の一部改正も行われまして、公布されております。

す。あわせまして、3行目にありますが、同日付で旅館・ホテルの構造設備基準などの目安を示しました技術的な助言となる「旅館業における衛生等管理要領」についても改正をされたものでございます。これらは6月15日付で施行されております。これに伴いまして、旅館業の種別の変更、また客室等の構造設備などの基準について大幅な見直しが行われたことから、旅館業に関する区の条例も改正するものでございます。

2の改正内容でございますが、大きく4項目ございます。国の動きとあわせて別の補足資料を用意しましたので、2枚目のA4横の資料「品川区旅館業に関する条例の一部改正について（主な内容）」という資料をご覧ください。

まず上の段、国の動きでございます。平成28年12月に規制改革会議の提言がございまして、旅館業法に係る構造設備基準等の規制全般について、ゼロベースで見直すことという提言がされました。これに基づきましてさまざまな検討が行われた結果、5点ほどマルポチをつけておりますが、マルポチ1つ目の客室の最低数や、寝具・客室の境の種類については撤廃。また、3つ目、入浴設備については、規制の緩やかな旅館の水準にホテルの水準も統一。また、感染症対策や利用者の安全に必要な規制以外の規制については撤廃。それから4つ目でございますが、帳場関係でございます。数値による規制は撤廃。また、ICT等の活用によって適用除外を認めるなどが行われ、全般的に規制を緩和する方向での改正がされております。また最後、5つ目のポチでございますが、宿泊施設の多様化や民泊との整合性というところも視野に入れながら改正がされたものでございます。

これを受けまして、下の段、品川区旅館業に関する条例の改正の大きな4項目の内容でございます。関係法令の改正に伴いまして、宿泊施設の多様化や民泊などへの対応。また住民のトラブル防止や区民ニーズへの対応などの観点で、法令の改正に合わせた条例の改正を行います。

まず1、旅館・ホテル営業施設の基準見直しでございます。こちらでも現行法上の旅館業の基準に合わせたものがありますので、改正された法に合わせて基準を見直しております。主に旅館業では必要のない食堂・調理場の規定の削除だとか、帳場に関してのICTを活用した代替機能を認める設備についての規定などを改正いたします。

2番の数値規定の見直しでございます。現行では、炭酸ガスの濃度や照度、さまざまな基準が数値的なもので定められておりましたが、法改正の趣旨を踏まえまして、また旅館業における衛生等管理要領に準じまして、数値的な規制を定性的な規制に改めるものでございます。

3点目として、「旅館業における衛生等管理要領」における措置規定の明文化ということで、主に感染予防の観点から、洗面所や便所の手洗い設備、衛生面の部分、それから、帳場関係の規定が適用されない簡易宿所、また下宿、これらのものについても、緊急時における迅速な対応を可能とするような体制についての基準を、改正で文言を追加させていただいております。

4点目でございます。宿泊施設の多様化に対応する区独自規定ということで、戸建て住宅や集合住宅の1室を活用するなど、新たな宿泊形態への対応、またそれに伴う近隣住民のトラブル防止の観点から、施設名称の掲示、また管理組合等の承諾書などの添付書類を区独自に新たに義務づける文言を追加してございます。

最初の1枚目のA4縦の資料の裏面にお戻りください。

以上の主な4項目の内容を踏まえまして、3番の施行日でございますが、この議会で議決をいただいた後、速やかに公布をいたしまして、同日施行にしたいと考えております。

次、4番、関連規制の改正でございます。2点ございます。

1つ目は、品川区旅館業に関する条例施行規則も条例に合わせて改正いたします。こちらは、「申請時の添付書類」の項目、また「浴槽の衛生措置」については追加をいたしまして、「1客室あたりの有効面積」についての項目を削除いたします。

2つ目は、品川区保健所長委任規則につきましては、「宿泊者の衛生に必要な措置の基準の特例承認」という今までの項目を、数値的な基準の削除などにあわせて削除するものでございます。

最後に5番目、その他でございますが、この旅館業法、また先日の住宅宿泊事業法、いわゆる民泊法の関連もありまして、今、警察との連携を強めているところでございます。今年度4月26日に管内の5署の警察署と、テロ対策の視点での警察側の要望に応じまして、宿泊者名簿の記載項目の追加などについて協議をしております。

品川区の場合は、その下に書いてありますように、旅館業法の規定では、営業者は滞在者名簿を備えながら、その中で氏名、住所、職業、国籍、旅券番号を記載することにしておりますが、品川区は独自でさらに条例の施行規則の中で、法の項目に加えまして、性別、年齢、前泊地、行先地、到着日時、出発日時、室名、何名泊まるかを追加して規定を既にしておりますので、こちらの項目について警察と情報共有なり連携について話し合いをしたところでございます。

参考に、その次の3ページ目以降が、条例の新旧対照表をつけておりますので、後ほどご確認いただければと思います。

#### ○石田（秀）委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

#### ○石田（ち）委員

第53号議案のほうの現行で言うホテル営業、旅館営業、簡易宿所営業、下宿営業と4つあるのですが、これは区内に何軒、幾つあるかということがわかれば教えていただけますか。

#### ○鈴木生活衛生課長

平成29年度の数字になります。旅館業の中でホテルが45軒、旅館営業が22軒、簡易宿所が17軒、下宿は今、0軒になっております。

#### ○石田（ち）委員

それぞれ数を聞いたところで、今度、第54号議案のほうは、改正理由のところに、同日付で構造設備基準などの目安を示した技術的助言ということで、「旅館業における衛生等管理要領」についても改正されたということなのですが、この技術的助言というのはどういうことなのか、こういった助言があるということは、区にとっては重みがあるものなのでしょうか。その辺を教えてください。

#### ○鈴木生活衛生課長

国の技術的助言に当たる要領でございますが、これは具体的な衛生管理または指導をする上で必要な内容を記しているものなので、負担というよりは、具体的な実務に役に立つ基準になるものを示しているものだというふうに認識しております。

#### ○石田（ち）委員

そうすると、助言、役に立つ基準の助言ということで、そこまで区が変えなくてもいい内容、お願いされているぐらいで、そんなに変えなくてもいい内容というものではなくて、こういうふうにとこのでも旅館業に関する条例の一部をこのように要領をあわせて変えなければいけないものなのか、それともその助言をもとに、ある程度、区で変えるところを選べるというか、選定していけるのかを伺います。

### ○鈴木生活衛生課長

この要領につきましては、もとななる法または政令の基準をさらに詳しく具体的に示すものでございますので、義務づけられる法令のような強制力はございませんが、基本的には、実務上はこれに準じたものにするというのが基本的な考え方になりますので、ほかの各区、保健所も含めて同様の考え方で改正をしているものでございます。

### ○石田（ち）委員

そうすると、区はこの要領によってこの条例を大きく変えているわけですが、改正内容のところに、「旅館業法等の改正に伴い」というふうにあるのですけれども、この「等」の中身はどのようなものがあるのか、どのような中身なのか伺いたいと思います。

### ○鈴木生活衛生課長

法令等の中にも含まれるものでございますが、第54号議案の説明資料の1番の改正理由にありますように、旅館業法、旅館業法施行令の政令、旅館業法施行規則の省令、それと管理要領、法律ではありませんが、衛生等の管理要領、これを含めて「等」という表現にしております。

### ○石田（ち）委員

そうすると、この施行令、施行規則、そして衛生等管理要領が「等」の中に入っているということなのですけれども、これがそれぞれ中身がどういうものなのか簡単に教えていただきたいと思います。

それと、新旧対照表を見ると、すごい変わってしまうのだなという思いです。炭酸ガスの濃度、先ほど説明にもありましたけれども、照度とか客室の定員、また客室の面積の構造、こういったものも大きく変わるというか、照度で言えば、業務上の必要な照度。あとは排水のところでもすごい簡単になってしまっています。それから、個室の面積、それを区切る壁や板というものも全部削除されていまして、「適正な」という形にされているということなのですけれども、今までのものを読めば読むほど、必要な部分ではないかと思うのです。だから定めていたのだなというふうに感じたのですけれども、これだけ変わってしまって、そしてこれ、すごく民泊に近づけている感じがするのですけれども、民泊との違いはどのようなところなのかを教えてください。

### ○鈴木生活衛生課長

まず、改正の項目が多岐にわたっていろいろ変わるということですが、これが最初の質問の旅館業法や政令等の改正の中身と同じ項目を同じように修正をかけたものでございますので、基本的には先ほどまとめた4項目が主な改正の内容で、その項目ごとに具体的な規定の文言がたくさんあるものが全て変わっていくという考え方でございます。

また、衛生基準について、大分削除の部分が多いので、大丈夫なのであろうかということですが、これについては、あくまで数的な規定から安全確保のための数字ではない定性的な規定に変えられたということで、具体的な数字の部分はもちろん落ちましたが、それを先ほど申し上げました要領のほうで具体的に示されるという形になっております。また、法の改正の趣旨がある程度の規制の緩和ということがございますので、今回の区の条例の改正についても、法令の改正に合わせているということで、内容を区の裁量で変えられない部分という性質を持っているものでございます。

それから民泊との違いでございますが、大きな違いは、いわゆる住宅宿泊事業法は、名前のとおり、一般の住宅において宿泊させるという事業でございます。旅館・ホテルのほうは、従来の旅館業法ですので、旅館業法のほうは許可になります。住宅宿泊事業法のほうは届出ということで、規制の強さや規定される宿泊施設の内容についても異なるものでございます。

#### ○石田（ち）委員

先ほどご説明された資料でわかったのですが、一番下に「戸建て住宅や集合住宅の1室を活用するなど、新たな宿泊形態への対応および住民トラブル防止の観点から」というのが、旅館業に関する条例の改正の区の独自規定に入っているというのは、これは何を意味しているのか。これは民泊のことではないのですかと思ったのですが、この旅館業の条例の改正の中に入っているのはなぜなのかを伺いたいと思います。

#### ○鈴木生活衛生課長

主な内容の資料の4番目です。戸建て住宅や集合住宅の1室の活用は、これは住宅宿泊事業法、民泊とは違いまして、旅館業法における簡易宿所のものでございます。実際に6月15日に住宅宿泊事業法が施行されて、3月から引き続き届出を受けておりますが、それとあわせて、簡易宿所も今、こちらは許可になりますが、二、三軒届出の手續にいらっしゃっておりますので、そちらの規定ということになります。

#### ○石田（ち）委員

そうすると、簡易宿所という新たな宿泊形態への対応ということなら、私、ちょっとわからなかったのですが、旅館業で申請するものが、戸建て住宅や集合住宅の1室を活用してできることになっているということですか。それで、トラブル防止の観点から、こうした区独自の規定を設けていくということ。では、この独自の規定がなければ、何もなしに戸建て住宅や集合住宅の1室を活用して、新たな宿泊形態ができる形に今はなっているから、この独自規定を設けたのですか。

#### ○鈴木生活衛生課長

旅館業法のほうでも、簡易宿所という営業形態は、先ほどの手数料条例にもありましたように、もともとあるものでございます。ただ、本来のホテルや旅館という大規模な施設での旅館業が中心だったので、民泊などの影響もあって、簡易宿所のような戸建てとか集合住宅の一室を活用するという形態も出てきているという意味でございまして、民泊のことを差すわけではございません。

#### ○石田（ち）委員

そうすると、やっぱり簡易宿所とか戸建て住宅や集合住宅の1室を活用する、簡易宿所においてもこういった要領が、規制が緩和されていくということになっていくのですね。旅館業法ですからそうですね。そうすると、ちょっと心配といいますか、不安しかないとは思いますが、この規制が緩和されていっているわけですね。数値で規定されていたものが緩和されていく、緩やかになっていく。それをすることで、旅館やホテルが、品川でも、要は、この旅館業にかかわる者が品川でも増えていくということを見通して、品川での見通しをどうお持ちかなと、今も簡易宿所の二、三軒、手續が来ているということなのだと思いますが、こういった規制が緩和されたもとのホテルや旅館が増えていくのですか。

#### ○石田（秀）委員長

わかりやすく説明してあげてくれませんか。例えば、ゲストハウスがあるではないですか。あそこはしっかり簡易宿所を取っているけれども、一軒家を借りて簡易宿所の許可を取って旅館業法の中で営業しているわけです。それと民泊は違うわけで、こちらは旅館業法がホテルと旅館が一緒になって、それをやっていく中で、これが今、こういう条件もつけてきているので、簡易宿所はゲストハウスとか、そういう許可を取っているところがあるわけでしょう。その許可を取っているところと民泊は全く違う。そちらは申請なのだから。

○石田（ち）委員

それはわかります。

○石田（秀）委員長

それをわかっているのであれば、今の質問が何を中心に質問しているか、私にはよくわからないのだけれども。質問の内容が。

〔「規制緩和されるから危ないと言っているのでしょうか」と呼ぶ者あり〕

○石田（ち）委員

そうなのです。

○石田（秀）委員長

規制緩和されてしまうのですかということなのだけれども、法なのだからそこを分けてちゃんと、多分おっしゃっているのは、民泊みたいに何でもありみたいになってしまうのは嫌だと言っているのでしょう。

○鈴木生活衛生課長

先ほど、規制の緩和の方向でというふうにご説明した部分は、横長の資料でいきますと、1番の旅館・ホテル営業施設の基準見直しの部分です。ここには旅館・ホテル営業の施設の基準ですので、下宿や簡易宿所とはまた別の規定になります。

4番の住民トラブルの部分の心配で、規制緩和でそういうものが件数が増えたり、トラブルが増えたりするのではないかとのご懸念についてですけれども、ここで4番に書いたのは、区独自の規定を法の規制に追加をしている項目でございますので、委員長が先ほどおっしゃったように、旅館業法本体の営業の許可、その規制のところは極端に緩んで申請しやすくなるような改正がされたものではございません。

○石田（ち）委員

申請がしやすくなるものというふうに思っているのではなくて、今ある旅館業の規定が、規制が緩和されるものだというふうに、旅館・ホテル業を営む皆さんからも、具体的にはこれは旅館業法の規制緩和ですよという声もある中ですので、そういうもとでは、そういった本来必要であるものが規定されていたのが緩和されていく。要は、今の民泊と競合しかねないというか、今回のこの改正は、そういうところから合わせていくというような観点もあるかと思うのです。だから、ちょっと心配だなと思って聞いているのです。国が進めているのは、そういう観点からこの規制推進委員会というのですか、そういうものも開かれて、そういった民泊との取り合いというところからも懸念があるから改正していくのだというふうに言われているので、こういった規制が緩和され、旅館業法の中ですけれども、その中でも快適に安全に宿泊できる環境が少しずつ緩めていかれてしまうのだなというふうに私は理解をしているのですけれども、でも、ホテル・旅館は、建てられる設置地域が限られてきているのですね。民泊よりも制限がされているかと思うのですけれども、改めて、旅館とホテルの用途地域を教えてくださいなのですが。

○石田（秀）委員長

それは建設委員会でないとわからない、わかりますか。

○石田（ち）委員

わかるでしょう。

○鈴木生活衛生課長



大きく言いますと、旅館業法に規定します旅館やホテルについては、用途地域で設置できるエリアも限定されております。また一方の住宅宿泊事業法、いわゆる民泊でございますが、こちらは基本的にはホテル・旅館業のような地域の規定は法ではございません。それを区の条例で、日にちだとかエリアを規制するという形をとっておりますので、もともと対象とする施設、営業形態、それから手続が異なるものとなっているものでございます。

済みません、手元に用途地域の地図を今持ち合わせておりませんので、具体的な番地等については申し上げられません。

#### ○石田（ち）委員

番地とかではなくて、用途地域、品川区旅館業に関する条例等の運用基準を定める要綱と品川区が条例を運用するに当たっての基準を定めているのですけれども、ここにはこの条例をさらに細かく詳しく規定したものがありません。そうすると、これもこの条例に合わせて、きっと緩いものに緩和されていくのかと思うのですけれども、この中に用途地域もあるのです。見方が複雑でよくわからなくて、なので、多分住宅専用地域とか準工業地域とか、そういう形での用途地域、旅館・ホテルが建てられる地域を教えてくださいということだったのですが、この要綱も変わっていくのかということと、もう1回、用途地域を伺いたいです。

#### ○鈴木生活衛生課長

先ほどからご説明しておりますように、規制が緩和されたのは、国の動きのところのマルポチの3つ目の後段ですが、「感染症対策及び利用者の安全等に必要な規制以外の」、設備の基準は緩和です。ですので、営業関係、そもそもの許可を取ったりだとか、用途地域の変更はございません。ですので、これから新たに旅館業とかを始めたり許可を取ろうとしても、それは今までの対象地域と変わるものではないので、その部分は規制緩和はされておられません。

#### ○石田（ち）委員

そこはわかっています。だから、用途地域が変わっていないというのはわかるのですけれども、その用途地域が、今現在、ホテル・旅館が建てられるところはどこなのかということを確認したかったのですけれども、それはわかりませんか。

〔「ここに資料があるだろう、持っているだろう」と呼ぶ者あり〕

#### ○石田（ち）委員

これは複雑で、聞けたらいいなと思って伺ったのです、すみません。わからなければ、では、いいです。あとで建築のほうに聞いてみますので。

#### ○若林委員

今の質疑だけで終わると、心配な議案という結論しか出てこないもので、要するに、今回、大きなポイントは規制緩和されてということはずっと説明されておまして、ただ、定量式のものから定性的なものになった。それがこの新旧対照表とかを見ると、随分と、まさに目で見るとおり、規制緩和された。なので、それが定性的なものになった、そこはきちんとこれまでどおりといいますか、しっかりとした基準を持って、区もチェック体制も含めて、この条例を提案しているのですというところの担保のところ、基準のところ、規制緩和されたけれども、そこはこれでしっかりと担保されていて、旅館業法の目的に沿って品川区の条例もつくられていくのですと、安心できるご説明をいただきたいと思うのですけれども。

#### ○鈴木生活衛生課長

今、ご質問の中でもご指摘がありましたように、あくまで数値的な表現だったものが定性的な表現に変わったという部分ですので、その数字の具体的な、例えば照度、明るさとか、トイレの数だとか、そういうものは数字の規制自体はなくなりますので消えますが、先ほど申し上げましたように、衛生管理だとか安全面に関する規制は撤廃されておりませんし、それは先ほど申し上げた技術的助言の要領のほうでしっかりと規定されておりますので、当然、区の条例、規則、それから実務上の監視業務、指導業務についても、それにのっとってしっかりとやっていくということでございます。

#### ○若林委員

本日は「旅館業における衛生等管理要領」、この中身も象徴的なところ、ポイントをご紹介いただきながらご説明ということが本来あってもよかったのかなと思うのですが、それはもしあれば、今のご説明で私としては納得できる場所ですけれども、その確認と、あとは、今後の品川区の検査体制といいますか、こちら辺もしっかり行っていくということも担保をとっておきたいと思っております。

#### ○鈴木生活衛生課長

すみません、要領については、今、国のほうの要領が完成したものがまだ来ていないという段階ですので、今日、資料としてはご用意しておりませんが、ただし、しっかりとそれに基づいて、今までのものがありますので、全く新規のものが策定されてまだ来ていないという段階ではございませんので、しっかりと基準は従来どおりやってまいりたいと思っております。

また、今回、直接この改正の内容ではございませんが、旅館業法も住宅宿泊事業法も、今までは保健所の権限として書類の提出を求めて指導するというところまでだったのですが、今回、立入検査の権限も付与されましたので、よりしっかりと監視業務、指導業務を続けながら、区民の方の安全や安心を守っていきたくと考えております。

#### ○鈴木（真）委員

1点だけ。さっき、手数料条例のときに、申請件数等のお話があったのですが、平成29年度とおっしゃっていたのですが、平成30年に入ってから簡易宿所の申請はどのぐらい出ているのですか。もしわかれば、4月以降、状況を教えてもらいたいと思っております。

#### ○鈴木生活衛生課長

4月以降、簡易宿所は、私の手元の決裁を通過した件数で記憶しているのは、現在、2件でございます。

#### ○鈴木（ひ）副委員長

今の説明の資料のところ、4番のところに関連規則の改正というところでは、条例の施行規則は改正するというご説明がありましたけれども、先ほどから出ている品川区旅館業に関する条例等の運用基準を定める要綱ということで、要綱の中でかなり詳しく今までの規制の中身をさらに詳しくという形で、例えば帳場は今度なくしますね。

〔「ICTでもいいということ」と呼ぶ者あり〕

#### ○鈴木（ひ）副委員長

そう、そういうふうなことで条例の改正になっていると思うのですが、こちらの要領だと、帳場についてもすごく詳しく、こういう帳場にすることみたいな感じで、かなり書いてあるのです。顔を合わせることができるよう上半身が見える形にするとか、いろいろ書いてあるのですが、そういうような要綱そのものも変えていくということになるのだと思うのですが、そのところがこの説明の関連規則の改正のところ、規則ではないので、要綱なので書かれなかったということなの

か、また、要綱を変えていくというふうなことになると思うのですけれども、その点が1点お聞かせいただきたいのと、先ほどから、民泊は住宅地のところでも、1週間に、土日はできるというふうな基準になっていますけれども、この旅館業法については、旅館建設不可能地域というのが、この要綱ですと、住居専用地域、工業地域、工業専用地域というところは不可地域というふうになっているのです。それと、当然、指定地域ということとクロスするという形での指定を書いている一覧表なのです。これは公園の存する用途地域というふうなことでなっているので、住居専用地域、工業地域、工業専用地域のところでも、隣接したところに公園があると、ここの要綱を見ると、それから、国の要領を見ても、110m離れることとかというふうなことが基準として書いてあるのですけれども、そういうことからすると、この不可能地域も公園が隣接した場合は、そのところから110m離れていれば可能ですという、そういうふうなことになるのか、その確認だけお願いしたいと思います。

#### ○鈴木生活衛生課長

まず、要綱の改正でございますが、ご指摘のとおり、条例施行規則等を改正した後に、それに合わせた改正が必要な部分については、今後、作業を進めていく予定でございます。

それから、公園等の規制のかかる施設がある場合に、届出の申請の時点で、地図上で近隣にそのような対象施設がないかを確認しまして、それぞれの所管課に文書で照会をかけて確認をした上で、可能な場合には許可を出すという手続が織り込まれておりますので、その部分は今回の改正で変わるものではないかと存じます。

#### ○鈴木（ひ）副委員長

あと、先ほどから規制緩和というふうなところで、この条例の新旧対照表を見ると、かなりのところが削除されて、こちらに説明があるように定性的なというふうな形に置き替わっていると思うのですけれども、そういうことからすると、今までは例えば炭酸ガス濃度は0.15%以下とすることとか、部屋の広さは1人当たり3.3㎡以上とすることとか、すごい細かい規定があって、それをクリアしなければ許可ができないというふうなことに、例えば炭酸ガスの0.15%に保つための換気のあり方とか、そういうふうなところまで規定していて、その換気のあり方とかのチェックまで多分入っていたのではないかと思います。そういうふうなところの許可を品川区がこれからするわけですね。そういうふうなところは、こういうふうな客室は40ルクス以上とか、明るさはこういうふうなものとか、調理場を設置することとか、そういうふうな基準が今まではクリアするものが必要だったけれども、今度はそういうふうなことのチェックはなしに許可が出るという、そういうことで考えていいということなのではないでしょうか。今までここに規定されていたものを、なくなったものに対してはチェックはされないという、そういうことになるのかということでお聞かせください。

#### ○鈴木生活衛生課長

先ほどからご説明しているように、具体的な数値ではなくて、質の担保ということで定性で規定しておりますので、そのチェックは行います。ただし、具体的な数字に照らして合っているかどうかという見方ではなくて、必要なものを一定程度、今、いろいろな技術も進んでいますので、法の規定に適合しているかどうかの部分で判断をするというのが今回の改正だというふうにご認識をしております。

#### ○鈴木（ひ）副委員長

ということは、今まで基準として数値的に確認をされてきた、例えば1人当たり3.3㎡とか、そういうふうなところで、この部屋には何人泊まれますみたいな、そういうふうな規定があったわけですが、そういうふうなことは取り除かれるので、そういうところのチェックはないし、それから、炭酸

ガスですとか、採光ですとか、照明とか、そういうふうなことに対してのチェックも具体的な数値としてはチェックをしないということになるということの確認だけさせていただきます。

○鈴木生活衛生課長

ご指摘のとおり、数値的なチェックではなくて、設備が衛生や安全を確保できる状態にあるかどうか、法の表現に合わせた設備になっているかというチェックになるということでございます。

○石田（秀）委員長

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、まず第53号議案につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、自民党・子ども未来からお願いいたします。

○鈴木（真）委員

第53号議案は旅館業法の改正に伴うものですので、賛成します。

○若林委員

第53号議案は賛成です。

○石田（ち）委員

第53号議案、賛成です。

○木村委員

第53号議案、賛成です。

○石田（秀）委員長

それでは、これより第53号議案 品川区手数料条例の一部を改正する条例を採決いたします。  
お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○石田（秀）委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

次に、第54号議案につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、自民党・子ども未来からお願いします。

○鈴木（真）委員

関係法令の改正に伴う改正ですので、賛成します。

○若林委員

賛成です。

○石田（ち）委員

今、いろいろ説明がある中、聞いていても、やはり規制の緩和だということがわかりました。ですので、やはり安全で快適な宿泊を提供するために決められていたものを取り払って緩和して、本当に安全に、そして快適な宿泊が提供できるのかと思います。不安です。そして旅館業を営む全国旅館ホテル生活衛生同業組合の皆さんは、たとえ1日であっても、お客さんの命と財産を預かってお泊めするのが宿泊サービスであると。だからこそ衛生等の基準は当然であり、万が一事故が起きたときのためにこうした規制を守って頑張っているのだと述べています。ですので、それを緩和する、こうした皆さんの思いとも逆行するし、そのとおりだと思いますので、共産党はこれに反対です。

○木村委員

第54号議案、賛成いたします。

○石田（秀）委員長

それでは、これより第54号議案 品川区旅館業に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は、挙手により採決いたします。

本案につきまして、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○石田（秀）委員長

賛成多数でございます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

---

(7) 第44号議案 平成30年度品川区一般会計補正予算（歳出 厚生委員会所管分）

○石田（秀）委員長

次に、(7)第44号議案 平成30年度品川区一般会計補正予算（歳出 厚生委員会所管分）を議題に供します。

本件につきまして、理事者より説明願います。

○大串福祉計画課長

それでは、私から、第44号議案 平成30年度品川区一般会計補正予算（歳出 厚生委員会所管分）についてご説明させていただきます。第44号議案一般会計補正予算書をご覧いただきたいと思います。こちらの14、15ページをお開きいただきたいと思います。お手元の資料、14ページ、15ページでございます。

3款民生費1項社会福祉費4目障害者福祉費、こちらに基幹相談支援センターの運営費といたしまして1,867万8,000円を追加いたしまして、279億5,155万3,000円とするものでございます。

財源の内訳といたしましては、都の支出金として500万円、一般財源として1,367万8,000円ということになっております。

内容につきましては、基幹相談支援センターの運営費1,867万8,000円といたしまして、2項目、障害者包括支援相談体制の構築検討経費ということで1,240万円。それから、心身障害者医療費助成システムの改修経費といたしまして627万8,000円、合計1,867万8,000円となっております。

詳細につきましては所管課からご説明させていただきます。よろしく願います。

○松山障害者福祉課長

それでは、私から、関係資料についてご説明いたします。まず、障害者包括支援相談体制の構築検討についての資料をご覧ください。

1の目的でございます。地域共生社会の実現のために、既に地域で根付いております高齢者の在宅介護支援センターでの障害者の相談支援の実施によりまして、障害者の身近な地域での相談支援体制を早期に構築するものでございます。

2の内容でございますが、平成31年度中の実施を目指しまして、本年は地域共生社会に向けた高齢

者・障害者の包括支援相談体制の構築検討を行います。

検討事項につきましては、こちらに書かれておりますとおり、まず、相談支援の現状把握、対象者の分析や相談件数、内容の分析、課題分析等も含めます。

②です。高齢者・障害関係者の情報共有支援ということで、在宅介護支援センターや障害者の拠点相談支援センター、あるいは区の中の高齢者福祉課、障害者福祉課へのヒアリング、情報共有を含めたものでございます。

③といたしましては、研修方法、人材育成にかかわること、あとは今後のスケジュール等も含めました相談支援体制整備案の策定ということでございます。

実施方法につきましては、上記の内容を実施するために、専門的知識等を有するコンサルタントの業者に委託いたします。

なお、報告書といたしまして、「品川区における地域共生社会に向けた高齢者・障害者の包括支援相談体制の構築について」を作成する予定でございます。

それから、予算額につきましては1,250万円でございます。

こちらの下イメージ図をご覧ください。こちらは高齢者の場合につきましては6つの基本圏域、13の日常生活圏域ごとに20カ所の在宅介護支援センターが配置してございます。在宅介護支援センターでケアプランを立てましてサービスにつないでおります。

一方、障害者の場合につきましては、現在は拠点相談支援センターというところで障害者のケアプランをつくっております。

平成31年度以降に高齢者の在宅介護支援センターに障害者の相談支援専門員を基本圏域ごとに配置いたしまして、いわゆる障害者のケアプランをつくるような指定特定相談支援事業者として機能させることを目指しまして、今年度はその構築検討を行いたいと考えているところでございます。

引き続きまして、おめくりいただきまして、もう一方の心身障害者医療費助成制度システム改修についての資料をご覧ください。

まず目的でございます。同制度は、重度の障害者の方が医療機関等で診療を受けた際の医療費の一部を助成するものでございます。このたび、こちらの制度の実施主体である東京都が、制度改正によりまして、対象者に平成31年1月1日から精神障害者保健福祉手帳1級所持者を追加することで、医療費の負担軽減をし、福祉の増進を図ることを決定いたしました。

については、区では、制度改正による事務変更に対応するために、障害者福祉システムの改修を行いまして、より適切で円滑な事務を執行するものでございます。

2の内容についてでございますが、現在の対象者は、身体障害者手帳1級・2級をお持ちの方。内部障害の方は3級まででございます。また、愛の手帳1度・2度の方が対象となっております。このたび、精神障害者福祉手帳1級をお持ちの方が新たに対象者に追加されまして、対象者が拡大するということでございます。

その他の要件といたしましては、これまでどおり、健康保険に加入していること、また所得制限がございまして、单身の方ですと360万4,000円を超えている方や生活保護を受給されている方は対象にはなりません。また、年齢についての制限もありまして、65歳以上で新たに重度障害になった方は対象にはならないということになっております。その他、かなり細かい所得制限や年齢制限の事項がございまして。

また、3の補正予算額でございますが、歳出は、システム改修費といたしまして617万8,000円、

歳入は、都の補助金がございます。医療保健政策包括補助金ということで、上限額が500万円、補助率が10分の10ということで500万円でございます。

4のその他でございますが、根拠条例等につきましては、東京都の心身障害者の医療費の助成に関する条例および施行規則でございます。

施行予定日につきましては、平成31年1月1日。

申請受付開始につきましては、本年11月1日より、障害者福祉課で申請の受付をいたします。

周知方法については、東京都より6月中旬に対象者に個別に発送されたと連絡を受けてございます。加えまして、現在、区のホームページにて周知を図っておりますが、今後、10月の広報、また保健センター等の関係機関を通じまして、ポスターの掲示、チラシの配布等でご案内をさせていただきます。

#### ○石田（秀）委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたら、ご発言願います。

#### ○石田（ち）委員

まず、心身障害者医療費助成制度システム改修について伺いたいのですが、この資料で目的のところの最後のほうに、障害者福祉システムの改修を行ってこの制度を進めていくということなのですが、障害者福祉システムというのは、どこにあるもので、どういうものなのか伺いたいと思います。

#### ○松山障害者福祉課長

委員お尋ねの障害者福祉システムは、障害者福祉課の中にございまして、主に福祉係、こちらの医療費助成制度あるいは手当等を管理しているシステムでございます。

#### ○石田（ち）委員

次に、2の内容のほうに行きたいのですが、今現在、身体障害者手帳1・2級の所持者の方、そして内部障害は3級までと、愛の手帳1・2度所持者の方がこの助成制度を受けているということなのですが、それで今回、精神障害者保健福祉手帳1級所持者が新たに対象になったということなのですが、それぞれの人数を伺いたいのです。現在受けてこられた方が、要は、いわゆる助成制度はマル障ですね。そのマル障は、多分、自分から申請するものだと思うのですが、この手帳所持者がそれぞれ何人いて、そして、そのうち申請をみずからしてマル障を受けている人は何人かということを知りたいと思うのですが、いかがでしょうか。

#### ○松山障害者福祉課長

身体障害者の手帳所持者については、平成29年度の1級の方につきましては3,442人で、うち内部障害が2,390人です。2級につきましては1,419人、うち内部障害の方は82人になっております。3級の内部障害の方は341人でございます。

そのうちマル障の方の人数については、手元にはございません。申しわけございません、東京都の把握ということになっております。

精神障害者については、全てまとまってしまうのですが、手帳の保持者としましては2,075人となっております。そのうち1級で、現在のマル障の対象者につきましては55の方が対象でございます。

#### ○石田（ち）委員

そうすると、今回の新たな対象の精神障害者保健福祉手帳の1級で、マル障の対象になる方が55人。そうすると、手帳所持者はもうちょっといるということですか。

### ○松山障害者福祉課長

今回、1級の方が追加されますので、先ほど申した数字は2級、ほかの等級の方も含めてということになります。こちらでつかんでおりますのは、現在1級の方が55人で、新たに31名、1月1日から廃止されますので、その間に新たに申請される方が追加される可能性はあります。

### ○石田（ち）委員

先ほど、対象除外になる方もあるということだったので、その詳しい、1級の手帳を持たれている方が何人いて、そのうちのどれぐらいがこのマル障を受けられることになるのかということを知りたかったのですが、先ほど、現在受けている方もマル障の数は把握していないということだったのですけれども、東京都が把握ということで。ですけれども、今回のものは品川区の障害者福祉課で受付というふうに書いてあるのですけれども、今までの1・2級の方とか、愛の手帳1・2度の方は、品川区申請ではないのですか。品川区にて受け付けられてはいないのですか。

### ○松山障害者福祉課長

精神の手帳の申請は各保健センターなのですけれども、今回、こちらの医療費助成制度につきましては障害者福祉課ということで、東京都からは55人というご報告が来ています。

### ○石田（ち）委員

ぜひマル障の受けている方の数も把握していただけたらと思うのですけれども、そうすると、今回対象になられる方は、この自己負担のところ、住民税非課税者の方は自己負担がなしですけれども、皆さん自己負担なしの方、ある方もいるのか、ここを伺いたいと思います。

### ○松山障害者福祉課長

もちろん住民税課税の方は1割負担でございます。

### ○石田（ち）委員

1割負担なのですけれども、今回の新たな対象者になる精神障害者保健福祉手帳1級の方の中で住民税課税者、要は、自己負担が発生する方はいるのかどうかということです。

### ○松山障害者福祉課長

まだそこまで詳細には把握してはございません。

### ○石田（ち）委員

わかりました。この予算額のところに、先駆的事業上限額、この先駆的事業というのは、先駆的事業だと上限で500万円出るといことなのか、先駆的でなければ違うのか、そこを伺いたいのと、あと、その他のところの周知方法で、「東京都から6月中旬に個別に周知済み」とあるのですけれども、この個別にというのは、どのようにやられたのか伺いたいです。直接本人にしっかりと周知がされたのかどうか、区は確認しているでしょうか。伺います。

### ○松山障害者福祉課長

1点目の都の補助金の関係ですけれども、こちら、補助率は10分の10ということで、これは東京都のほうでの補助金が一律こちらの対象の補助金を活用してくださいということでございます。

また、個別に周知されたのかにつきましては、東京都から個別に発送を対象者の方全員に6月中旬に周知をされているという連絡は東京都から受けております。

### ○石田（ち）委員

先駆的事業上限額というのは、東京都の補助金の名前ということなのですね。この件はわかりました。

そして次、障害者包括支援相談体制の構築検討についてというところで伺いたいですけれども、今



回、補正予算ということで、障害者の相談支援は、相談支援体制が不足しているというのは、障害者、当事者の皆さんからもすごく出ている声ですし、昨日、今日、問題になった話ではないと思うのですが、本予算で組まずに補正予算になった理由、本予算から2カ月ほどしかたっていないのですけれども、そこから補正にしていこうとなった理由を伺いたいです。

議員必携で予算の補正を調べますと、補正予算は当初予算確定後のいろいろな政治、経済、社会情勢の変化によって規定の予算に追加し、あるいは変更を加える必要が生じたときにこうした予算編成をするのだということで、例えばということで、災害発生によって必要になった予算措置だとか、国や県の補助金、負担金、交付金の確定がされたからだとか、地方債の合意の見通しが確実となったとか、建設事業の設定変更によるものとか、いろいろあるのですけれども、この補正はどういった理由で、どういう項目でというか、理由で補正が組まれたのかを伺いたいです。

#### ○松山障害者福祉課長

委員ご指摘のとおり、相談支援体制は、いち早く構築する必要があるということは認識しておりました。このとき、障害者福祉課だけではなくて、高齢者福祉課関連、あるいは在宅介護支援センターを含めまして、関係機関との調整の見込みが立ったというところで、いち早く相談支援体制をつくり上げるために補正を上げさせていただいた次第でございます。

#### ○石田（ち）委員

そうすると、本予算のときはまだ関係機関との調整がついていなかった、それがついたということでの補正予算ということですね。

補正予算のところでの今の相談支援体制の課題が、今、課長もおっしゃられたのですが、資料のところの目的に、地域共生社会の実現のため、この相談支援体制を早期に構築するというふうにあるのですけれども、相談支援体制が不足している、そういうことからではなく、地域共生社会の実現のためというところからのこの体制の構築ということの意味を教えてください。

#### ○松山障害者福祉課長

委員ご指摘の地域共生社会のためということですが、障害者の高齢化、ご本人の高齢化はもちろんのこと、ご家族も今、高齢化が進んでいるということで、高齢の介護者と障害者をお持ちの方々からさまざまなご意見をいただきながら、高齢者、障害者という分野を超えて一体的な相談支援が欲しいというようなお声もいただいております。いずれにしろ地域はさまざまな方々がお住まいですから、いろいろな課題に対して、世帯丸ごと対応できるような形で地域の相談支援体制を目指してつくっていこうというものでございます。

#### ○石田（ち）委員

今、世帯丸ごとというふうにお話もあつたのですが、障害者だけを見ても、品川区は、まともに相談支援ができていない状況ではないと思うのです。私も一般質問等で取り上げさせていただきましたけれども、そういうことで障害者も高齢者も世帯もという、やっぱり1個1個解決していかないと進まないのではないかと思います。そして、問題を抱えたそれぞれの分野が一緒になったからといって、やはり今ある個別の障害者の相談支援体制がしっかり確立していない中で、一緒に進めていくのはどうかなという不安もあるのですけれども。

それで、この相談支援の内容のところ、現状の把握、課題整理・分析・評価検討というのは、これは必要だと思うのです。これを業者に委託するということなのだと思いますけれども、この業者はどういったところなのか、もう決まっているのか、決まっていれば教えていただきたいと思えます。

それから、区としての現状把握、課題の整理・分析・評価検討、これは区としてもやられているのか、区がやるべきだと思うのですが、そこはいかがでしょうか。

#### ○松山障害者福祉課長

2点ご質問をいただきました。業者につきましては、やはり高齢者、障害者それぞれの専門的知識を備えた業者に委託しようと考えております。

業者は決まったのかということですが、まだこれからということになります。

2点目につきましては、区といたしましても相談件数や相談内容は把握しておりますが、まだ分析までは至っておりませんので、専門知識を備えたところから知見をいただきながら、分析または整理ということ、区は全く業者に投げるわけではなくて、一緒に検討していくというものでございます。

#### ○石田（ち）委員

この業者は、専門的知識と技術を有する業者ということなのですが、例えば、どういうところなのか、私たちは全くイメージできないのですが、今までも区と関係があったところなのであれば、どういうところなのかを、決まっていなくて、例えば言えるのであれば教えていただきたいです。

#### ○松山障害者福祉課長

まだ本当に決まっておきませんので、ただし、品川区の高齢者の在宅介護支援システムの実情、あるいは障害者の今の実情をきちんと踏まえてできる事業者を考えております。

#### ○石田（ち）委員

課も一緒にやっていくということなのですが、やっぱりこういう評価分析、また現状把握、課題整理をしていく業者がすごく重要になってくると思うのです。ですけれども、その前に、やっぱり委託をする前に、私は区として現状把握、課題の整理、分析、そして評価検討をしていくべきだと思うのですが、もう体制が、こういうイメージ図ができている、検討するのに、もうイメージができているというのが、ちょっと理解ができなくて、どのようにこういった業者に検討を投げようとか、あとはこうしたイメージ図をつくらうとか、そういうものはどこで、誰が、どのように検討して出てきている補正予算なのかを伺いたいです。

#### ○松山障害者福祉課長

こちらのイメージ図につきましては、特に業者がということではなく、区のほうできちんと部の中で、高齢と障害部門が一緒になって話し合っ、こういうイメージを持って具体的にやっていきたいと思いますところ、決まったものでございます。

#### ○石田（ち）委員

それがどういう形で検討して、現状把握や課題整理や分析や評価検討がされて、こういうイメージが出てきたのかという、これを進めるに当たっての報告ではないですけれども、こういう課題を持っていて、そしてこう分析して、こう検討するのだという区側のそういったものが出てきていないので、何だかこういった全部を業者に丸投げみたいな感じになるのですけれども、こういったイメージや、またはそういった現状把握や課題整理などが検討されたという、そしてこういうイメージをつくったという起案書みたいなものは、しっかりと区の、そして課の中にはあるのでしょうか。伺いたいと思います。

#### ○松山障害者福祉課長

このイメージ図に至るまでの経緯というか経過ということだと思います。1つは、障害種別にかかわらず、やはり障害者の高齢化は進んでおります。高齢者の割合につきましても、身体の方が9,596

人中6,563人ということでございます。身体の方は68%の方が高齢化している。知的の方につきましては、1,876人中195人ということなので、10%という割合でございます。

このように障害特性に応じた支援を充実を図るとともに、高齢者福祉課との福祉分野との連携というのは重要に考えておまして、平成28年度から高齢障害ということで検討を進めてきております。

2つ目の理由といたしましては、先ほど申しましたけれども、区民の方、障害者当事者、あるいは障害者のご家族の方が一体的なご相談を地域の身近なところで受けられるようにと、ご自身の高齢化に対する相談、あるいはお子様に対する障害者の相談ということで、お悩みの声が寄せられたというものでございます。それを部の中で検討したところ、やはり高齢者の在宅介護支援システムというのは、品川で、地域でもう既に根ざしておまして、かなりそういう意味では仕組みとして品川区が誇るしっかりした仕組みでございます。

障害者の部分につきましては、まだこれからスピードをもって全力を挙げて取り組んでいかなければならないということがございますので、しっかりした仕組みを活用させていただいて、高齢と障害と一緒に地域共生社会に向けた相談支援体制をつくっていかうということに至った理由でございます。

#### ○石田（秀）委員長

石田ちひろ委員に言います。前回の委員会で所管事務調査を提出してください、もちろん各会派の皆さんからもお出しいただきました。それから、それに基づいて行政視察も行きましょうということで、明日、正副の案を出させていただきます。その中で、この場でもご意見があったように、鈴木ひろ子副委員長、それから若林委員も研修に行かれて、障害者の相談体制については所管事務調査という形、それから行政視察というお話もあった。その中で、明日、正副案を提案をさせていただきますけれども、その中でも障害者の相談体制については、石田ちひろ委員もその方の講習を伺ったという話も聞いておりますけれども、それを踏まえて、明日、正副案を出させていただきます。これは補正予算の審議ですので、中身についてはそこで十分できると思いますが、補正予算についての質疑は、それはそれとしてとめるものではありませんが、あまり中に入って、これがどうだ、今の段階でこうだという部分と、今、補正予算の金額についての話と大分かけ離れてくるし、我々もそれは重要だと正副で思っておまして、所管事務調査、行政視察も含めて、それは必ず我々の委員会の中でしっかり議論していかうということ、明日、提案させていただきますので、この後やるということも踏まえて、ご質問していただければと思います。

#### ○石田（ち）委員

やはり相談支援が、今、委員長からもあったように、問題ですし、だから委員会としても取り組んでいかうというふうになっているわけですので、やはり相談支援体制が、そもそも23区で見ても最低レベルなわけです。しかも、一般質問でもさせていただきましたけれども、障害者を苦しめる状況があったわけです。しかも、補正予算で全国初とうたって載せているわけですので、やはりこの中身を聞いていきたいというのがあります。

それで、先ほど、課長からも答弁ありましたけれども、高齢化が進んでいるとか、そういった悩みの声もある中ですが、やっぱり1つ1つが、在支も、そして障害者の相談支援もしっかりしている中だったらいいのですけれども、私たちは在宅支援サービスのほうも地域包括支援センターのランチと言われている中で、人員体制もしっかり整っていないということなども指摘させていただいています。そうした問題を抱えたもの同士がくっついて、果たしていいものができるのだろうかという思いでいっぱいです。本当に、です。詳しく聞きたいと思っているのです。このイメージ図がそういうふう

思わせるわけですから。しかも、そういった検討の中身も区がしたものが私たちのもとには出てきていないわけですから。先ほどいろいろおっしゃいましたけれども。ですので、こうした検討を進める上では、当事者と、またこの自立支援協議会との関係もすごく大事になってくるのではないかと思います。そうしたところとの協議があつて、議論があつての現状把握、課題整理・分析・評価検討が進むのではないかと思います。そこをしっかりとしないと、業者に投げて、こういう形で進めたいと言ったところで、今の相談支援体制がどういうふうになっていってしまうのかという思いなのですけれども、そうした自立支援協議会、また当事者の皆さんとの関係での現状把握や課題整理はどのようにされているのでしょうか。

#### ○石田（秀）委員長

何回も説明するようで悪いのですけれども、質問することはとめません。けれども、先ほども言ったように、課題があつて、皆さんも所管事務調査でやりましょうというお話が各会派から出てきたのも事実であります。明日、正副案を出させていただいて、所管事務調査で内容についてやっていきましょう。けれども、ここはあくまでも補正予算で提案をしてきて、区の行政が今こういう形でこれを進めてきて補正をお願いしているわけです。内容をこういうことを踏まえてこうだからこう、どこをどうしていこう、だからどうしようというのは、それはその先に、だから賛成だ、これが直れば賛成だ、これが直らなければ反対だ、これは議案を審査しているわけでありまして、所管事務調査とかそういうものについては、我々としてはそれはこういうふうにして、行政側もこういうことをしてくれないとだめですよ、意見書をしっかり出していく、こういう方向性がいいのではないですか、それは所管事務調査もできます。それは行政視察もその中でそれを踏まえていきましょうという話をしているので、報告書にもそれは書くことができます。皆さんのご意見を踏まえて報告書もつくっていくわけですから、それはできます。

だから、疑問をとめるわけではないけれども、中にずっと入っていくと、それは所管事務調査、ここは議案の補正予算だから、こういうことがそれをそうではなく直るのであれば、では、私は賛成しますとか、反対しますということなのです、これは議案なのだから。議案審査をしているのです。だから、その中をこうでこうでこうふうに変えていこう、どうしてください、そういうことを踏まえてやってくれないではだめだという、その部分は、先ほども注意したように、中へ入っていく議論は、今ここでする話ではないと私は思っているのです、そういうことも踏まえて質問をしてくださいと先ほど言ったつもりなのだけれども、また同じだからもう1回言わせていただきます。答弁は1回してください。

#### ○松山障害者福祉課長

今月の13日に、地域自立支援協議会を予定しております。そちらのほうにもご報告させていただきまして、いろいろご意見をいただく予定でございます。自立支援協議会の中には当事者の方もいらっしゃいますので、その方々からもご意見をいただければと思っております。いずれにしろ、相談支援事業所を増やすということを目指しております。

#### ○石田（ち）委員

やっぱり自立支援協議会は、この後、報告して議論していくということですが、自立支援協議会は障害者の生活を支えるために相談支援事業をはじめとするシステムづくりに関して中核的な役割をするための組織であつて、まさに今回の中身は、自立支援協議会の中で前もって議論をされて、検討もされて、そういう形で出てくるものなのではないかというふうに思うのです。今度の自立支援協議会の中でと言うのですけれども、今までの自立支援協議会の感じだと、もうこういう形で進めていきますと

いうふうに品川区が報告して、それでちょっと足りないところを議論するけれども、もうこのまま進んでしまうみたいなことが今までの自立支援協議会なので、そうしたところの懸念を私はすごく感じています。

ですので、この相談支援の現状把握や課題整理・分析・評価検討を、業者にも委託はするけれども、区としてもしっかり進めていって、こういう体制を、そして補正に出してくるという形だったらすごいわかるのですけれども、いきなりイメージ図があるわけで、こういう形で進めていくというふうになっているところには、すごく疑問を感じますし、相談支援体制を増やしていくというふうにおっしゃるのですけれども、今、実質受けていないけれども、相談支援事業所がありますよね。今はこのイメージのところにあるように、福栄会とグローと品福という3つしか実質動いていないのですけれども、品川区にはあります。そうした稼働していない指定特定相談支援事業所にも、今あるのですから、そこをしっかりと稼働させていくという検討なども必要だったのではないかとこのように思うのですけれども、その辺はどのように考えてますでしょうか。

#### ○松山障害者福祉課長

先ほど、業者主導ではやるのではなくて、区がこれから当事者だったり議会、あるいは地域自立支援協議会の方々のご意見を聞きながら、今後、詳細については進めていこうということでございます。

また、指定特定相談事業所として登録はされているのですが、実績がない民間の事業者につきましても、どのようにしたら稼働できるのかというのは働きかけていく予定でございます。

#### ○石田（ち）委員

とにかく相談支援体制が、数的にも、そして質的にも、23区で最低レベルですので、そこをやっばり引き上げていくということでのこういった現状把握や課題整理や分析・評価検討が必要だと思うので、ぜひ当事者、そしてこれからの自立支援協議会でもっと議論して進めていくべきではないかと思えます。

それで、このイメージ図ですけれども、品川地区、大崎地区、地区ごとに6地区、そこに障害者相談支援をこの6地区に1個ずつといいますか、こういうふうに置かれている図なのですけれども、これを運営していくのは、例えば品川地区でいうと、第1と第2で台場の在支と東品川の在支と東品川第2の在支があります。台場は株式会社ジャパンケアサービスです。東品川は福栄会、東品川第2は株式会社ホームヘルプサービスです。そうすると、この品川地区の場合も相談支援事業をする事業所はどこになるというふうなイメージなのでしょう。

#### ○石田（秀）委員長

何度も言って悪いのですが、私は質問をとめたりそういうことはするつもりはないのだけれども、同じことを、それから、いいですか、共産党もみずからそれを出してこられて、先ほども言ったように、明日、正副案の話もさせていただきました。先ほどおっしゃったように、議案をこういうふうに出してくることで、間違っていると、もっと議論してから出してくるべきでしょうと今おっしゃったように、ここは議案を審査しているのです。いいですか。細かい内容に入って行って、それがどういう体制にしないではいけない、こういう体制だったら賛成する、こういうふうになっていけばこうなのですか、それが議案審査であって、内容を聞いて、今の答弁では、行政側はこれからそれをやっていきますということを言っているわけです、冒頭から。それをこの細かいことについて、それは1つ1つお聞きになっていくのは結構だけれども、先ほど来、みずからもお出しになってきたわけですね、これが大切だと。

#### ○石田（ち）委員

はい。

## ○石田（秀）委員長

その中でやっていきます、まさにその中で所管事務調査でやる、今の話は、まさにその話であって、いいですか、議案審査をしているのです。それを踏まえて質問をしてくださいという話をしているのであって、こうこうだからこれは反対です、これはこうこうこうだったら賛成します、これが議案審査だと私は思っているのです、その中で質問をしてくださいということは、もう二度言わせていただきました。それをずっと入って行って、ずっと中に入っていらっしゃるから、それは違うのでしょうかという事は先ほども言わせていただきました。それをずっと繰り返されているから、またこういう話をする事になってしまうので、その話をぜひ理解していただいております。

## ○松山障害者福祉課長

委員お尋ねの在宅介護支援センター、どの事業者に置くのかというお話ですけれども、そのようなことも含めまして、詳細につきましてはこれから検討してまいります。

## ○こんの委員

イメージを持つために確認をしたいと思っておりますけれども、1つは、この新体制、私は、共生社会をつくるためには、介護の分野と障害の分野と、今までそれぞれに対応されていたのが、交わるようで交われなかった部分が交わっていくということは非常に大事な事だろうというふうに思います。そうしたときに、例えばどういうケースを想定されて、こういうことができてきたのかという確認です。それが1点。

それから、障害者の方々の相談の対応について、これはこういう体制をとると、利便性、それからどういうふうにそれが向上していくのかということ、どのように考えていらっしゃるのか。この2点をお願いします。

## ○松山障害者福祉課長

ケースの想定ということでございます。1つは、先ほど申しましたように、高齢の介護者を、例えば70代、80代ぐらいの高齢の介護者で、その方も要支援で、50代、60代の障害者のお子さんがある、そういったケースはかなり地域には多いというところでございます。ご自分が介護を受ける立場になって、あるいはご自分がお亡くなりになった後を想定しながら、お子さんの障害者の方を心配しているというケースは多うございます。まずはそのようなことが一番の特徴なのかと思われました。

利便性に関しましては、相談支援事業所が複数できるということは、かなりご本人にとっても、ご家族にとっても、しかも地域の身近なところでできるというのは、かなり利便性は向上されるだろうということは想定はあります。

また、先ほどのケースのことを想像してみますと、在宅介護支援センターの中で一体的な相談ができるということは、ある意味、ワンストップの相談ができるということもメリットがございます。

## ○こんの委員

もう1つが、いわゆる品川区としての体制と、他の自治体と少し比べたことで確認をしたいのですが、全国初と言っているところが、品川区としては、地域包括支援センター、これは区として置いてある。他の自治体では、地域包括支援センターは、いろいろな区ではないところに置いてある。その連携と、区が持っている地域包括支援センターで連携をとる、ここが違うというところで全国初というふうに理解していいのか、そこら辺のところをもう少し教えていただけますでしょうか。

## ○松山障害者福祉課長

プレスの中での全国初という意味合いでございますが、委員ご指摘のとおり、やはり品川区の場合、

直轄で地域包括支援センターを持っているというところで、ケアプランについても7割5分くらいの方々の高齢者のケアプランを区が把握しているということで、こちらの在宅介護支援システムという全国的にもないシステムでございます。

また、障害者の部分では、ほかの区では障害者の相談もやっている部分もございますが、今回は計画相談というケアプランをつくるという特定指定相談事業所として指定するということを目指しております。そちらにつきましては、ほとんど前例がないということでございます。

#### ○こんの委員

わかりました。そうしたケアプランまで作成をして、なおかつ、介護も必要な部分も一緒に見ながらというのは非常に大事なことだなというふうに思いますので、どうか品川区に地域包括支援センターを置いているということは、課題も、それから評価も、分析としてデータを集めやすいということがあるかと思しますので、しっかりそこら辺のところを集めた上でこれを進めていただきたいと思えます。要望で終わります。

#### ○鈴木（真）委員

1点だけ。この障害者相談支援のものをつくっていく対象として、今の最後のご答弁の中でも高齢者のケアプランというお話だった。この障害者相談というところに、高齢ではない方がどういうふうに理解をしていくか、表現の問題なのだけれども、若い人もここの相談支援センターへ行ってしまっているのかという、そこの仕切りがどうなっているか。言葉の問題なのだけれども。

#### ○松山障害者福祉課長

名称のことだと思うのですが、確かに高齢者の在宅介護支援センターというところに若い方もどうなのかというところなのですが、そこら辺の課題につきましても、あるいはどうやったら地域に根づくかという、地域の方が行きやすくなるだろうかということをお考えすると、これからの検討課題の1つではあるかというふうに思っております。

#### ○鈴木（真）委員

若い人も全て受けるという部分でいいというふうに判断したのか、それともさっきのご答弁が、ケアプランをつくるというほうに入ってしまったから、そこがどうかと。

#### ○松山障害者福祉課長

おそらく対象像という、障害者のケアプランをつくる対象者についてのご質問だと思います。そちらにつきましては、今後、種別あるいは年齢等ございますので、今後、高齢者福祉課といかに在宅介護支援センターとヒアリングをしまして、どこら辺から始めていくのかということにつきましても、今後、検討課題にはなってくるかと思えます。

#### ○鈴木（ひ）副委員長

心身障害者の医療費助成制度システム改修のほうですけれども、先ほど、精神障害者の保健福祉手帳1級の所持者が55人ということで、東京都から対象者に周知済みということだったのですけれども、この今回の障害福祉計画では、精神障害者の保健福祉手帳の保有者数が、平成29年で2,075人ということになっていまして、12ページですけれども、それで、13ページのところに、1級、2級、3級の内訳が書かれていまして、6%が1級となっているので、そうすると、120人くらいはいるのかと思うのですが、障害者の手帳は、2年間有効ということで、1年の認定者数は55人くらいになるのかと思うのですが、そのまま2年目の人もいるのではないのかと思うのです。そういうことからすると、120人くらいが対象者になるのではないのかと思うのですが、その確認をさせていた

だきたいのが1点です。

それから、先ほど、1級、2級の手帳保持者数はご答弁いただいたのですが、マル障の医療費助成を何人が受けているかというのは、区としては把握されていないということはないのではないかと  
思うのですが、そのマル障が何人ぐらいいるかという数を教えていただけたらと思います。全体の  
数でも結構です。

#### ○松山障害者福祉課長

委員ご指摘の計画の中での12ページの精神障害者保健福祉手帳の所持者数が、平成29年度末  
で2,075人掛ける6%ということで、確かに120人ほどということになるかと思えます。

東京都から来ているのは、おそらく更新ということ、2年ごとなので更新があるのですが、1年間の  
ということになるかと思えます。

それから、医療費助成のことなのですが、平成29年度末で対象者が2,589人、そのうち申請件数  
としては1,992人の方がご申請いただいております。

#### ○鈴木（ひ）副委員長

そうすると、認定のときにだけこれがかかるというのではなくて、もう既に認定されていて、2年目  
の人も対象になるということで、120人ぐらいが対象ということで考えていいということなのかの確  
認と、それからあと、心身障害者の医療費助成制度というのは、東京都の制度だと思えるのですが、  
この医療費の負担は、全部、東京都がもつということになっているのか、その仕組みの、国の負担は  
全然なくて、東京都の負担というふうなことになっているのか、その仕組みだけ教えていただけたらと  
思います。

#### ○松山障害者福祉課長

先ほどの委員ご指摘のとおり、120人ぐらいが対象だということでございます。

それから、東京都の負担ですが、健康保険に加入しているときに、マル障も一緒に医療機関に  
提出することにより一部負担金があるということなので、一部負担金を除いた総医療費と保健給付費と  
の差額を助成するということでございます。全額東京都の負担になっております。

#### ○鈴木（ひ）副委員長

わかりました。国の制度としてはないということなのですね。

#### ○石田（秀）委員長

国は全然絡んでいないのですか、東京都だけですかという。

#### ○松山障害者福祉課長

国は全く絡んでおりません。東京都のみの制度でございます。

#### ○鈴木（ひ）副委員長

わかりました。ありがとうございます。

あともう1つ、障害者の包括支援相談体制の構築検討についてですが、1,250万円が予算に  
なっていますけれども、この内訳、どういう内訳になっているのかということをお聞かせいただき  
たいと思います。

#### ○松山障害者福祉課長

ほとんどが人件費ということになるのですが、現状把握、分析のあたりで420万円ほど、研  
修体制や研修プログラムを立案するサポートもしていただきますので、それが400万円ほどになって  
おります。あと、その他は成果報告書等々になっております。



### ○鈴木（ひ）副委員長

これは丸々業者への委託費ということで1,250万円ということで、その委託の中身が、研修プログラムを組むという、これは、この検討事項が①相談支援の現状把握、課題整理・分析・評価と、②情報共有支援、③研修・スケジュール等を含めた相談支援体制整備案の策定ですよね。そこの中に研修プログラムというのも入るとのことなのですね。では、品川区独自にこの計画相談を組むケアマネージャーというか、相談支援員を養成していく、そういうプログラムをつくる経費が400万円という、そういうことなのでしょうか。

### ○松山障害者福祉課長

委員のお尋ねのものは、東京都の養成研修、必須研修のかわりになる研修ではないのかというご質問だと思います。こちらにつきましては、現在のところは、かわるものについては情報収集を行っているところでございますが、こちらで書かせていただいている研修プログラム等の立案に関しましては、ただ単に在宅介護支援センターに新しい相談支援員を配置するというので、現実的には、実際、計画相談や相談体制が整備されるものではなく、配置したとすると、その以降、例えば、拠点相談支援センターから相談員を派遣して研修を行うですとか、あるいは、現地の実際に行っている研修に参加するですとか、そういったような研修プログラムを考えていただくものでございます。

### ○鈴木（ひ）副委員長

ということは、品川区の体制の中でどういうふうにしてスムーズにいくために研修をするかというプログラムをつくっていくのに400万円という、そこまで検討がされているということなのですね。わかりました。私は、この相談体制というのは本当に課題が山積してしまっていて、本当に質、量ともに課題が山積というのが共通の認識になっていると思うのですが、そういうところで、では、今の課題が、ここにあるように、現状がどういうふうになっていて、課題が何があって、そして分析・評価というふうなものができていないと先ほど言われましたけれども、分析・評価ができていないにもかかわらず、このような案が、そこまでの詳しい研修プログラムの予算まで組むというのが、ちょっと……。

〔その前にやることがある〕と呼ぶ者あり〕

### ○鈴木（ひ）副委員長

そう。その前にもっとこのところをしっかりと検討して分析して、そしてどういうあり方が必要なのかというのは、やっぱり当事者を入れた自立支援協議会などでやっていくべきなのではないかと思うのですが、そこら辺のところは、どのように考えられているのか、改めて伺いたいと思います。

自立支援協議会の中にも相談支援部会とかがありますね。そういうところでは、検討されてきてこういうものが出てきたのか、それとも課の中で検討してこういうふうなものが出てきたのか、これはいつごろから検討されて、ここまでのところが出てきたのか、そこら辺のところは、今回初めてこういう形で見せていただく私たちにとってみると、すごく唐突な、突然なという、そういう感じがするのです。こういうふうな感じに、このところの提案が出てくるのであれば、それなりにどのような現状、そしてどのような課題で、どのような分析、そしてこれが出ましたという、そういう形にさせていただかないと、なかなか、なぜというふうな感じがするのですが、そこら辺のところの自立支援協議会とかかわりとかも含めて、なぜここまでこういうふうな形で出てきたのかというあたりをもう一度お願いしたいと思います。

### ○松山障害者福祉課長

先ほども補正の理由のところに答弁させていただきましたけれども、地域の当事者の声というのは、

もう既に聞いております。また、高齢障害の部分についても課題があることは認識しておりまして、平成28年度から高齢障害のことを検討しております。

そのような中で、このイメージ図としては、こちらを出したのは初めてということで、唐突な形の感はあるかと思いますが、区といたしましては、こういうようなイメージを持って少しずつ検討して、このたび関係機関との調整の見込みが立ったために、このようにお示しさせていただいている次第でございます。

研修等につきましては、先ほどのものは一事例でございまして、まだまだ詳細につきましては、これから検討を進めるという段階でございまして。また、現状分析をしてから段階的に進めたらどうかというお話でしたけれども、スピードをもっていち早く相談体制をつくり上げたいという思いがございまして、このようにさせていただいた次第でございまして。

#### ○鈴木（ひ）副委員長

先ほどちょっとお伺いしたのは、自立支援協議会の中の相談支援部会とかというのもあると思うのですが、自立支援協議会の部会のところ、どのような議論をしているかということが公開されていないので、ちょっとわからないのですが、それはぜひ公開してほしいというのは、団体の皆さんからも要望されていることですので、今後に向けて検討していただきたいと思うのですが、自立支援協議会でこの相談体制のシステムづくりは検討して、常によりよいものにといいふうなところをやっていくというのは、やっぱり自立支援協議会の役割でもあると思いますので、そこら辺とのかかわり、そして相談支援部会との検討のかかわりというあたりはどうなっているのかということあたりを教えてください。

#### ○松山障害者福祉課長

自立支援協議会とのかかわりにつきましては、議会のほうにお示しさせていただきましたので、7月13日の自立支援協議会に議会の承認を得ながら、そちらにお示しさせていただくという段取りでございまして。今後も自立支援協議会に参加している当事者の方、あるいは地域の方々のご意見を伺いながら、詳細については決めてまいります。

また、それぞれの部会につきましては、相談支援部会というよりは、こちらの相談支援体制については、やはり高齢者関係の在宅介護支援センターの現場のほうともきちんと意見交換をしなければならないですし、相談支援部会につきましては、やはり相談のあり方につきまして、相談支援マニュアルの作成に向けて議論を進めていきたいと考えております。

#### ○鈴木（ひ）副委員長

相談支援マニュアルとかは本当に大事なことだと思いますので、それはそれで進めていただきたいと思うのですが、でも、相談支援の体制がこのような状況になっている中で、何が課題なのか、それをどう解決していくことが必要なのかというところが一番大事なところで、そのところは本当に当事者も入れて、どうあるべきなのかという、当事者というのは一部の当事者ではなくて、当事者をもっと広く、今回の福祉計画をつくるに当たって、さまざまな団体から意見を聞いていただいたと思うのですが、そういう形でさまざまな団体の皆さんに、この相談支援に関しても、今、どのような現状で、どのような課題があるのか、どのような要望があるのかというふうなことをしっかりと聞いていただいて、その中でどういう形を求めているか、そういうところも含めて、もっと丁寧なやり方で進めていただきたいというふうに思うのです。こういうふうな形を先に決めて、これをどういうふうな現実のものとして実現できるかという形での、しかも、それを業者に委託をして、こういうふうに進めていく

というのは、当事者の方々が、私たちのことを私たち抜きに決めないでというふうに常に言われているように、そういうところを大事にして決めることが必要なのではないかというふうに思うのですけれども、その点について、最後、お聞かせいただけたらと思います。

### ○永尾福祉部長

これまで相談支援の課題につきましては、まず、数の問題だとか、質の問題は十分にお聞きしております。特に昨年、計画をつくった段階で、たくさんのお声をいただいたところです。そういうことを踏まえて、これまでも民間の事業者が増えるようにいろいろ働きかけはしているのですけれども、なかなか結果として増えていかない。また、実際に指定特定相談支援は8個あって、そのうち3つは機能しているけれども、5個については、指定は受けているけれども、実際に相談を受けられる力がちょっと不足しているという状況の中で、急いで増やせと言っても、なかなか増やすことが難しいのではないかと思います。ですけれども、障害者の方は待たなしの状態になっていますので、それがまず1個目の理由になるのです。

もう1つの理由としては、先ほど、課長が答弁したとおり、高齢者の障害者の方がとても多いということと、あと、もちろん家族丸ごとということもあるのですけれども、65歳の高齢障害になるときの課題なども国でもたくさん指摘されているところですが、そこもやっぱり切れ目なくきちんとサービスを受けられるようにしていかなければいけない。そういう課題と両方を解決するには、やっぱりこの方法が、品川区らしさが出て、一番いいのではないかということで、モデルはこういうふうにつくっているのですけれども、ただ、実際のところ、そう簡単になかなかいかないという課題があります。それはまずどういうことかという、どのようなケースをこの在宅介護支援センターに実際にやってもらうのがいいのかとか、今、実際に民間のほうでもなかなかできないという障害の特性を理解した上でサービスの計画をつくるということは、かなり難しいことになっていきます。そこをやっぱり今いる在支のケアマネの方にも、障害の特性だとか、それぞれのことをきちんとわかっていたかなければならないということ。あと、障害者の制度と高齢者の制度をきちんと理解しないと、なかなか適切なサービスには結びつかない。かなり難しい課題があるというふうに考えています。

ここでいう分析というのは、そういうことをきちんと分析して、課題を整理し、障害と高齢を融合したきちんとしたサービス提供ができるような計画を立てられるような、そういうことを目指しているものです。それが現状把握と課題整理・分析、評価検討になります。

それとあとは、高齢と障害はどうしても別々の制度で動いてきているので、それぞれの意識をきちんと1つにまとめるということで、情報共有支援という項目になっています。

それと、そうはいつでも、なかなか両方の仕組みを全て頭の中に入れるのは難しいので、きちんとした研修とマニュアルをきちんと整えて、偏りのないような相談支援ができるようにしていくということを、今年度、検討するということです。

ですので、今年度、まだこれから検討をするので、そのときに当事者のお声はもちろん、自立支援協議会だったり、相談支援部会には、専門の施設の相談支援の方も出席していますので、そういう方のご意見、また皆様議会のご意見、今年いろいろ検討される所管事務調査という説明がございましたけれども、そういうときでの検討のご意見等を入れながら、今年度、検討して、できれば来年度はモデル的に、どこにするかもまだ決まっていないのですけれども、やっていこうかというのが、この補正の中身になっております。

ですので、モデルできれいな図でかいてあるので唐突のような感じなのですが、実はこれをや

るためには、かなりさまざま課題があるということで、これから障害者福祉課のほうで力を集結してやっ  
ていくというような内容になっております。

○石田（秀）委員長

よろしいですね。

それでは、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、自民党・子ども未来からお願いします。

○鈴木（真）委員

賛成です。

○若林委員

賛成です。

○石田（ち）委員

心身障害者のほうのマル障の対象が広がったというのはすごく求められていたものですし、いいので  
すけれども、やっぱりこちらの在支でやられている相談支援体制、検討はすごく必要なことですし、進  
めていくべきなのですけれども、やっぱり図が出てきていて、そこで在支ありきで進めていくという感  
じがすごくしまして本当に不安です。また当事者や自立支援協議会も含めた相談支援体制をまず一番に  
考えていくべきだと思うのです。そこからの検討をこういう補正予算という形になるべきだと思うので  
すけれども、そうした区からの報告もないままに、こういったものが出されてくる、そうしてまた私た  
ちは、在支の問題も指摘してきていまして、人員体制も整っていないと思っています。そして地域包括  
支援センターとしての業務もできていないのではないかというふうに思っています。そこに問題やさま  
ざまな複雑な課題を抱えて、障害者の相談支援も入ってくるというのは、私たちとしては、問題、課題  
が山積しているもの同士がくつつくという感覚です。なので、不安や心配しかないので、そしてこの検  
討の仕方も、相談支援体制をはじめさまざまな問題が指摘されている中ですので、業者と課だけではなくて、当事者は当然、そして、自立支援協議会も含めた検討体制にすべきだと思います。

ですので、そうした立場から、この補正予算には反対です。

○木村委員

賛成いたします。

○石田（秀）委員長

それでは、これより第44号議案 平成30年度品川区一般会計補正予算（歳出 厚生委員会所管分）  
を採決いたします。

本案は、挙手により採決いたします。

本案につきまして、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○石田（秀）委員長

賛成多数でございます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後0時10分休憩

○午後1時10分再開

○石田（秀）委員長

それでは、ただいまより厚生委員会を再開いたします。

---

(1) 第49号議案 品川区立在宅サービスセンター条例の一部を改正する条例

○石田（秀）委員長

次に、(1)第49号議案 品川区立在宅サービスセンター条例の一部を改正する条例を議題に供します。  
本件につきまして、理事者より説明願います。

○寺嶋高齢者福祉課長

第49号議案 品川区立在宅サービスセンター条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。

1番でございます。改正の理由。戸越台中学校および戸越台特別養護老人ホーム等の複合施設大規模改修を行うに当たりまして、工事期間中は、戸越台在宅サービスセンターを仮移転し、スペースを効率的に活用しながら、入居者につきましては、いわゆる居ながら工事を計画しております。そのため、在宅サービスセンターの住所変更が生じるため、条例の一部改正が必要となるものでございます。

2番、改正の内容でございます。記載のとおりですが、新旧対照表の6ページにも記載のとおりですけれども、戸越一丁目15-23から、東中延一丁目5-7へ移転ということになります。条例の改正部分はこの部分だけでございます。

資料の裏面に地図をつけさせていただきましたので、ちょっとざっくりした地図ではございますが、現在の場所から国道を南に約600mほど下ったところの通りの反対側ということになります。この場所にデイサービスセンターを移転するものでございます。

続きまして、3番の移転先の概要でございます。こちらは記載のとおり物件でございますが、これは民間の賃貸物件で、床面積は約200㎡となっております。また、資料に記載はございませんが、鉄骨鉄筋コンクリート造の1階部分で、デイサービスセンターの定員30人はそのまま維持できる予定となっておりますのでございます。

4番、移転の時期でございますが、7月に移転先の内装工事を行いまして、8月1日から移転先で事業を開始。予定といたしましては、平成32年6月末までを予定しているところでございます。

施行期日は、平成30年8月1日でございます。

○石田（秀）委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○石田（ち）委員

特養ホーム等は居ながら工事ということで、デイサービスが移転。移転先は200㎡で、今、移転するデイサービスは利用定員が30人だと思っておりますけれども、それも変わらずできるということでした。特養ホームとショートステイのほうの定員の変化はあるのでしょうか。伺いたいと思います。

○寺嶋高齢者福祉課長

特養ホームにつきましては、定員72名でございますが、特養のフロアも居ながら工事のスペースとして活用する予定がございますので、今の予定では56名に縮小する予定でございます。

それから、ショートステイのほうは、法人内の他の施設の利用、それから、その他の法人との連携等

により、こちらでのショートステイは基本的には工事期間中はやらないという予定で今のところは計画しているところでございます。

#### ○石田（ち）委員

そうすると、72人の特養が56名になっていくと、16名の方はどういう形になるのか。

それと、ショートはやらないということになるということでしたか。他の法人でということですが、今現在のショートステイの利用状況というのでしょうか、要は、空きがあるのか、今現在、戸越台を使われているショートステイの方が今までどおり利用したいときに利用できるような利用状況になるのかということ伺います。

#### ○寺嶋高齢者福祉課長

まず、今回の工事につきまして、居ながら工事ということで、これはさまざまな手法を考えた結果ですけれども、もちろん現状のまま全てができれば、それにこしたことはないのですが、完全閉鎖して短期間で工事を済ませてしまうという選択肢もおそらくはあったのだと思います。それから、どこかへ一時的に移転をすることということも選択肢としてはないわけではなかったと思います。この辺は全庁的にも検討したところですが、やはり現実的な問題、例えば移転先、これは中学校もありますので、そう簡単に見つかるものではありませんし、金額等も含めまして、現実的にこのやり方が、今考え得る中で一番ご利用者のご負担が少なく済むということで考えましたので、特養とショートステイどちらを優先させるかということになりますと、やはり特養ホームは極力キャパは維持したいということで、最大限見積もったものが56という数字。

それから、ショートステイは、まず法人内の他の特養、それから他の法人との連携という形もありますけれども、実際、ショートステイは、こちらについては今、8ベッドを使っております。利用率はどうなっているかという、ここの戸越台に限らないのですけれども、100%、もしくはそれを若干超えたりするという事例がございます。といいますのは、特養の空きベッド、いわゆる入院中の一時的な空きベッド活用とかもありまして、そこでうまく活用して利用を増やしているのです、基本的に100%と考えていただいてもいいと思います。

例えば、法人内の他の特養もそうですし、こちらも一定期間入院等で空きベッドが見込まれる場合は、全くやらないということではないと思います。それもまさにこれからの計画とか現状を見ながらですけれども、2年間の間、最も効率よく使えるように法人も今検討しているということで、計画上はショートは大々的には受付をすることはしないということ。

それから、56人に減る今いる16人の方というご指摘ですけれども、今年度に入ってから、少なくとも新規の入居はしておりません。今、退去される方が出たときに、通常は入居調整の優先順位に沿ってご入居していただくのですけれども、そちらを受け付けないということで、停止をしているという言い方は特にはしていません。というのはなぜかという、16人以上退去した場合は、ご入居の可能性もあります。2年間の間にはおそらくそういうこともあるので、今後、入居を一切受けないと言っているわけではなくて、56人を下回った場合は、随時ご入居を受けていくということがありますので、一応、調整会議の中には乗りますし、今現在、16人がご退去されたという情報はまだ入ってきておりません。まだ若干それよりも多い人数がご利用されていて、これからあと工事が始まるまでにとのことと、それからあと、工事も「せい」で全部始まるわけではないので、若干の余裕がありますが、計画的にはこの人数が減りますけれども、8月1日の時点で皆さんがご退去されていないと、うまくいかないというものでなくて、その辺は様子を見ながら計画的にやっているという状況でございます。

**○石田（ち）委員**

行き場がなくて困るような状況はないということで確認させてください。

それと、今回この戸越台中学と特養の複合施設が大規模改修ということなのですが、ほかの特養ホームとか施設の改修の計画は、この戸越台は中学と一緒にだから今の時期なのか、改修の時期の関係です、この戸越台特養のもっと前にできている特養ホームが、成幸ホームとか、かえで荘、晴楓ホームとかあると思うのですけれども、そういうところの改修というか、そういった計画は何か組まれていたり、考えがあるのか伺いたいと思います。

**○寺嶋高齢者福祉課長**

まず1点目、今のご利用者が困るようなことにはならないということは、それは万全を期して対応するよう、区も法人も考えているところでございます。

それから、改修の時期は、中学校と合築だからということではなく、一般的に、これは平成8年の竣工なのですけれども、22年目を迎えていると思われま。大体20年ぐらいから、いわゆる水回り関係とか空調関係とかを含めて、やはり壊れていくので、定期的な大規模改修を行って、長寿命化をしていくというのが全体的な施設の考え方です。品川区の場合は、最近新しくできた特養以外は、基本的にほぼ同じころにできているという事例もありますので、そこは計画的に、ただ、それぞれの、例えば荏原であったりとか、複合の状況で、単独だけでできるもの、できないものとか、それからあとは、例えば国や都の補助金のタイミングなどというものも一部あるかと思えますけれども、そういったさまざまな条件を見て、まずはご利用者にご迷惑がかからないようなことを最優先に、使い勝手に不具合がないかどうかというところを考えながら、老朽度合いもやはり若干ずつ違ってきますので、おおむね20年あたりが大規模改修の1つの目安として公有施設については捉えているものでございます。

**○石田（ち）委員**

そうすると、今の時点では、来年、再来年とか、近いうちに改修を予定または計画するようなところは、今のところはないということでしょうか。

**○寺嶋高齢者福祉課長**

まず、福栄会の施設につきましては、既に去年、今年でやっているところです。それからあと、荏原複合施設については、どうも空調系の不具合が少し目立ってきていて、夏の時期等に空調がきかないということだと利用者が困るので、荏原のほうは今年度から空調関係を中心に大きな工事が入るという予定はしている、これはまた保健所等々との関係もありますけれども、今、そういう予定で進めているところでございます。

**○石田（秀）委員長**

ほかにございますか。よろしいですね。

それでは、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、自民党・子ども未来からお願いいたします。

**○鈴木（真）委員**

賛成です。

**○若林委員**

賛成です。

**○石田（ち）委員**

賛成です。

○木村委員

賛成いたします。

○石田（秀）委員長

それでは、これより第49号議案 品川区立在宅サービスセンター条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○石田（秀）委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

---

(2) 第50号議案 品川区介護保険制度に関する条例の一部を改正する条例

○石田（秀）委員長

次に、(2)第50号議案 品川区介護保険制度に関する条例の一部を改正する条例を議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○寺嶋高齢者福祉課長

続きまして、第50号議案 品川区介護保険制度に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。

1番、改正の理由でございます。介護保険法施行令等の一部改正に伴いまして、区条例の中で施行令を引用しているいわゆる条文を指定して読みに行っている部分がありますので、そちらが変更になるため、その必要な規定整備を行うものでございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表にも記載してあるのですが、資料の裏を見ていただくとわかるのですが、全くと同じ条文が、現在は第38条の4項というところに書いてあるのですが、それが第22条の2の第2項というところに、そのまま同じものが記載されることとなります。こちらを読んでくださいというふうに条文が変わるものです。

それでは、これが何なのかというところになるのですが、内容について補足説明をさせていただきます。

こちらの今回読みに行く条文の内容ですが、これは2月の厚生委員会でも一度取り上げさせていただいているのですが、介護保険料算定のために、前年度の合計所得に関する記述がございます。前年度中に土地等を売却した際に発生する長期譲渡所得、短期譲渡所得につきまして、税法上は特別控除が設けられております。それによりまして次年度の課税額が極端に高くなることを防ぐといった、こういうものがありまして、介護保険法にはその規定がなかったので、次年度に関して保険料が一時的に高くなるという状況があったということがございます。4月の改正で特別控除額が控除されるというふうに適用になりまして、それが第38条に規定されたというのが改正前のこと、4月の段階で第38条にこの部分が規定されるということは、これは2月の厚生委員会でご審議いただいた内容でございます。

今回は、いわゆる介護給付に係る算定方法という、自己負担率等の部分でございますけれども、こちらのほうも同じように前年度の特別控除が入りますので、前年度、土地を売ったからといって、保険料



の自己負担率がいきなり上がるといったことがないように、同じように特別控除を控除するというのが認められて、これが8月改正なので8月に変わるということです。そうすると、特別控除に対する注釈というか規定が、第22条と第38条の両方に記載されることになりまして、条文上、そういう場合は若いほうを生かすという規定がどうもあるようなので、第22項のほうにここの第38条に書いてあることを書いて、第38条はもう必要ないでしょうということで削除されてしまいましたので、区条例では第38条ではなく第22条の2の第2項を見てくださいということに改正が必要になるというものでございます。

施行期日は、平成30年8月1日でございます。

#### ○石田（秀）委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

#### ○石田（ち）委員

今、課長が説明いただいたので大体わかったと思うのですが、このいただいた資料だけだと、何がどうなって、裏の新旧対照表を見ても、どうしてこの第38条が削除されて第22条にそのまま移っていくのか、すごく悩んだのですが、そういったことも資料にわかりやすく書いていただくとありがたいと思いますし、あと、2月に保険料のほうで話をした内容と同じということで、2月のところを見て、「ああ」と思い出したのですが、こういったものも同じ形でつけていただくと、よりわかりやすい資料になるなと思うのです。ですので、もうちょっと資料の充実をお願いしたいと思うのですが。

それで、2月のときに審議した保険料のところのものを、先ほど、課長が読み上げられたところですが、売却収入等に対する税法上の特別控除が適用されていないため、このときは、そして今回は、利用料といいますか、個人負担のところこれを適用するということなのですが、適用されていないため、介護保険は適用されていなかったけれども、適用されているものは、参考にどのようなものがあるのか……。税法上の特別控除が適用されていない、ここには適用されていないのだなと思ったのですが、では、適用されているものは、いろいろあるのですか。

#### ○石田（秀）委員長

答えられれば、どうぞ。

#### ○寺嶋高齢者福祉課長

結論から言って、お答えしかねる部分があります。

資料につきましては、今回、改正内容そのものではなかったもので、資料の作り方はこちらも大変苦慮したのですが、ご指摘の部分も踏まえて、見てわかるように、おそらくもう少し審議を円滑にということもあろうかと思っておりますので、その辺は今後も工夫させていただきたいと思っております。

それから、税法上につきましては、大変申しわけございませんが、ちょっと不勉強なところも含めまして、記載されているもの以外が逆にということになるのですが、その部分が一番大きなところだったので、こういった改正に至ったというふうにご理解いただきたいと思います。

#### ○石田（秀）委員長

ほかにございますか。これはよろしいですね。

それでは、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、自民党・子ども未来からお願いいたします。

○鈴木（真）委員

賛成です。

○若林委員

賛成です。

○石田（ち）委員

賛成です。

○木村委員

賛成いたします。

○石田（秀）委員長

それでは、これより第50号議案 品川区介護保険制度に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○石田（秀）委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

---

(3) 第51号議案 品川区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

(4) 第52号議案 品川区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例

○石田（秀）委員長

次に、(3) 第51号議案 品川区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例、(4) 第52号議案 品川区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例の2議案を、関連するものとして一括議案に供します。

本件につきまして、理事者より説明願います。

○寺嶋高齢者福祉課長

それでは、引き続きまして、私から、第51号議案、第52号議案につきまして、ご説明いたします。

第51号議案は、地域密着型の介護サービスに関する条例、第52号議案は、地域密着型の介護予防サービスに関する条例ということで、条例自体は2本になっておりますけれども、基本的には地域密着型のサービスということで、同様の趣旨の条例となっているものでございます。

これは、先ほどとまた同じような部分がありますが、厚生労働省令の一部改正に伴いまして、区条例の見直しが必要となったというものでございます。

2番の改正の内容です。大きく2点ございます。(1)と(2)は主な改正理由でございますけれども、まず

(1)のほうからでございます。

介護保険法の第五条の二に、認知症の規定がございます。こちらの裏面にわかりやすく資料を印刷しておきましたので、ちょっと見ていただきたいと思うのですが、認知症に関する規定につきましては、第五条の二、旧というところを書いてあるこれが、今現在というか、従来この部分だけが載っているもので、第五条については二という項目までしかありません。この中で認知症についての定義と言っていると思うのですが、(脳血管疾患)以降、こういうふうに認知症ということが介護保険法上に書いてございます。ということで、品川区のほうも認知症という言葉を使うときは、「第五条の二を参照」のような形で条例化されているということがございます。

今回、介護保険法の改正がありまして、第五条の二の下に、2つ、2項と3項が追加されました。これは取り組みの姿勢とか、自治体の配慮といったことが記載されているのですが、これが加わったことによって、自動的に今まで参照していた第五条の二が、第五条の二の第1項というふうにならなければならなくなってしまったということで、区条例の中で「第五条の二」と書いてあるところに、全て「第五条の二の第1項」というふうに書き加えなければならないという、こういう改正でございます。したがって、中身は何も変わっていないのですが、条項の番号が枝番ができてしまったので、それを区条例のほうでも記載するといった、こういう内容が(1)の部分でございます。

続きまして、(2)のほう、こちらは実質的な変更も伴うものなので、少し詳しくご説明させていただきます。

今の認知症につきましては、第51号、第52号の両方に共通した変更内容で、同じように枝番を書き込む必要があるということです。

次の(2)につきましては、第51号のほうに限られた内容ですが、定期巡回・随時対応型訪問介護、それから夜間対応型訪問介護、こちらはいわゆるコールによって出動するというか、サービスに向かうというたぐいのサービスですが、今年の4月から、訪問介護員(ヘルパー)の資格として、身体介護と生活援助という大きく分けて2つのサービスがあるのですが、そのうちの生活援助のみに従事することができる資格、生活援助のみに従事する研修課程が新設されました。違う言い方をすると、この課程の修了者は、訪問介護員という名称ではありませんけれども、身体介護を行うことはできず、生活援助に特化した訪問介護員ということになってきます。先ほど申し上げました現在行われている訪問型のサービスのうち、定期巡回、それから夜間対応のサービスにつきましては、これは身体介護が伴うサービスということで、この新制度の訪問介護員、生活援助のみを行う訪問介護員は行うことができなくなってしまいます。そのために、訪問介護員という記載だけでは新しい生活援助の方もこのサービスに従事できるというふうに条例上読み込ませてしまいますので、それを明確にするために、新旧対照表の1ページの上段を見ていただきたいのですが、新のほうです、赤書きで書いておりますけれども、「政令で定める者」と書いた後に、「第22条の2第3項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る」、この初任者研修を修了した者に限るというのは、現在の資格の身体介護もできる訪問介護員の資格ということになります。これを書くことによって、コール型のサービスについては、家事援助のみの新設された訪問介護員は従事できないということを明確にしたという、こういう趣旨での改正になっているところでございます。

(3)、それに伴う必要な文言整理等を行いまして、こちらの施行期日は公布日ということになります。

#### ○石田(秀)委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

#### ○石田（ち）委員

認知症のところの資料をいただいた新旧のところですけども、2項、3項ができたということで、姿勢や配慮がかわったと先ほどあったのですけれども、でも、この2項などは、認知症の方に「適切な保健医療サービス及び福祉サービスを提供するため、認知症の予防、診断及び治療並びに認知症である者の心身の特性に応じたリハビリテーション」、中身としては、これをやるとなると大変な中身かと読むだけで感じるのですけれども、これをこういった新たにできたそういうものにあわせて、品川区が体制を変えていくというか、整備していくというものになっていくのですか。

#### ○寺嶋高齢者福祉課長

こちらは今回の改正の部分と直結する部分ではなくて、法改正そのものの内容なので、これは当然全ての保険者が取り組むべき、「努めなければならない」というふうに2項、3項とも締めくくっていますので、努力義務という位置づけにはなっているのですけれども、当然、不可能でない限り、可能な限りこれはやっていかなければいけないということで、ご指摘のとおり、ハードルの高い部分ということもあろうかとは思いますが、これはもうやっていかなければいけないものとして捉えているところで、品川区はいち早く認知症対策係という係を設置して、認知症の取り組みはもうずっとこの間もしかるべきやってきているところで、今後も続けていくということで、この趣旨にのっとってというか、先取りしてとまでは言いませんけれども、やっているというふうに捉えているところでございます。

#### ○鈴木（ひ）副委員長

巡回・夜間のところで、現在の資格でなければできないというふうな規定を入れるということですけども、新たに生活援助のみを行うことができる生活援助従事者研修課程が新設されたということで、そのことによってこういう規定を入れなければいけないということなのですけども、実際にこの生活援助のみの研修課程で、品川区でも研修はされているのでしょうか。家事援助だけを、生活援助だけをできるという研修。

それからあとは、そういう資格で実際に働いているヘルパー、今までの資格といたら、ヘルパー2級以上が身体介護ができるということになると思うのですけれども、そういうものでない資格で働いている方は、品川でも実際にもういらっしゃるのかどうなのか、その点をお聞かせいただきたいのと、それから、生活援助のみを行うことができる研修課程と、今までの研修課程はどう違うのかというあたりも教えていただきたいと思います。

#### ○寺嶋高齢者福祉課長

まず、品川区で新しい研修課程で働く、もしくは資格を持った方がいるかどうかですけども、これはまだありません。というのも、まだこの研修はスタートしていないので、研修概要等は国からは示されているのですけれども、まだ研修を実際に実施している機関が今現在存在していないので、まだこういった職種の方はいないということです。

ただ、こういうことを制度上設けたということで、今後、これに伴って出てくる可能性があるということなので、施行日が公布日となっているのは、いつからという指定が逆にされていないので、公布日以降、これが効力を発生する、そういう意味でこの条例改正だけは施行期日が公布日となっているという部分があります。

内容については、項目は、今やっている項目とほぼ一致しているのですけれども、おそらく1つずつの深さが違ってくるのであろうということで、例えば、副委員長がおっしゃったヘルパー2級相当みた

いな今現在の資格なのですけれども、項目としては、例えば介護における尊厳の保持・自立支援とか、老化の理解とか、認知症の理解、こういった項目が上がっていきまして、国から示された新しい研修の科目にも、ほぼ同じような書き込みになっておりますが、一番違うのはおそらく研修時間だと思うのですけれども、現在の研修は130時間という設定がありますが、予定では、国から示された新しい資格の研修は59時間というふうになっておりますので、ここでその分の初期の負担の軽減によって、そういった軽度の対象の方のヘルパーを増やしていこうということだというふうに読んでおります。

#### ○鈴木（ひ）副委員長

たしか今までも訪問介護の資格は130時間の受講をすれば、試験とかはなくて、受講するとその資格が取れたと思うのですけれども、今でもそれは変わらないのか。そしてもう1つ、生活援助のみの研修課程は59時間ということなのですけれども、それについても、それを受講することで資格が取れるという、そういう資格なのか。そしてまた、もし59時間で生活援助のみというふうなことで新たな資格のヘルパーができてきた場合は、総合事業の生活援助だけの方がいらっしゃいますよね。そういうところで働くというふうなことが想定されるのか、その点だけお聞かせいただけたらと思います。

#### ○寺嶋高齢者福祉課長

まず後段のほうですが、おそらくそういう想定も十分踏まえた上でのこの新しい制度の設定だというふうに考えられると思っております。

それから順番が逆になりますけれども、1点目ですが、130時間受ければ、それで誰でも資格が取れるかというふうな要項の書き込みにはなっていないで、例えば、実習ももちろんありますし、その後の「筆記試験による修了評価を実施すること」というふうに一応注釈では書かれております。ただ、それも現在の130時間を受けた場合の者については、筆記試験による修了評価は1時間程度となってますけれども、新しい資格のほうは0.5時間、30分程度という、やはり半分ぐらいのものを想定しているというふうに、今、示されております。

#### ○鈴木（ひ）副委員長

はい、わかりました。

#### ○若林委員

(2)の部分ですけれども、今、定期巡回から夜間、これの区の訪問介護の方の充足率といいますか、訪問介護員は足りているか、足りていないかというところは、今、どのような感じで推移しているかだけ。

#### ○寺嶋高齢者福祉課長

明日の報告の資料と似通ってくる場所もあると思いますが、まず、足りていないという状況にはなっていない。オーダーがあるのだけれども、スタッフがなくてできていないということは全くないということでございます。

実績につきましては、例えば定期巡回の実績で、平成29年度の実利用者数としては28名というふうになっております。夜間対応につきましては、85名という実人員が実績になっているということで、先ほど申し上げたとおり、ご希望の方につきましては、ケアマネとプランの中で相談して対応できているというところでございます。

#### ○若林委員

いずれにしても、このサービスはまた充実をさせていくという大事な2つの事業だと思いますので、そういう意味では、従事する方がもっと増えてほしいというのはあると思います。

参考までに、今回のこの生活援助従事者研修を受けて、スキルアップしたいと、いわゆる身体介護も

含めて、もっと貢献したいという方がいらっしゃった場合に、また最初から初任者研修を受けなければいけないのか、もう一定の研修を受けているので、生活援助を受けているので、このぐらいのことでこちらも資格が取れますというようなところが、逆にまた積極的にアピールできるようなところがあれば、お知らせいただきたいと思います。

**○寺嶋高齢者福祉課長**

すみません、ちょっと読み込みが不足している部分があったら申しわけないのですが、国がこういった形の研修を実施して段階設定をする場合のほとんどのものが、最初の研修に対して、その分を差し引いて研修を受けることが可能だというふうな書き込みをされていることが大半だと認識しておりますので、おそらくこれもそういう形をとってくるのだと、二度手間にならないようなやり方をおそらくは組んでくるのだと思います。すみません、最新情報がありましたら、またお伝えしたいと思いますが、そのように理解しております。

**○若林委員**

私もそのようにほかの資料を見ている中で見ましたので、また一層の充実をお願いしたいと思います。

**○石田（秀）委員長**

ほかにございますか。よろしいですね。

それでは、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、まず、第51号議案につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、自民党・子ども未来からお願いします。

**○鈴木（真）委員**

賛成です。

**○若林委員**

賛成です。

**○石田（ち）委員**

賛成です。

**○木村委員**

賛成です。

**○石田（秀）委員長**

それでは、これより第51号議案 品川区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○石田（秀）委員長**

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

次に、第52号議案につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、自民党・子ども未来からお願いいたします。

**○鈴木（真）委員**

賛成です。

○若林委員

賛成です。

○石田（ち）委員

賛成です。

○木村委員

賛成です。

○石田（秀）委員長

それでは、これより第52号議案 品川区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○石田（秀）委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

以上で、予定表の1、議案審査を終了いたします。

---

4 その他

○石田（秀）委員長

次に、その他を議題に供します。

まず、今定例会の一般質問に係る所管質問ですが、今定例会の一般質問中、厚生委員会にかかわる項目について、所管質問をなさりたい委員がいらっしゃいましたら、その基礎となる一般質問の項目と、それに関する質問内容をこの場でお願いいたします。

なお、本会議での質問の繰り返しにならないようお願いいたします。

質問される委員がいらっしゃる場合は、明日、この委員会で理事者からのご答弁をいただき、申し出た委員以外の方にも議論に加わっていただくという形で進めていきたいと思っております。

それでは、所管質問がございましたら、ご発言願います。

それでは、いらっしゃらないようですので、一般質問に係る所管質問について、終了いたします。

ほかにその他で何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○石田（秀）委員長

ないようですので、以上でその他を終了いたします。

以上で、本日の予定は全て終了いたしました。

なお、明日も午前10時の開会でございます。

これもちまして、厚生委員会を閉会いたします。

○午後1時50分閉会